

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令について

1 改正の趣旨

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 5 4 号）の一部の施行に伴い、自衛隊法施行令（昭和 2 9 年政令第 1 7 9 号）が改正されたことにより、防衛出動時の業務従事命令による障害補償の基準を新たに定める必要があるため、自衛隊法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 4 0 号）について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

防衛出動時における業務従事命令により業務に従事した者がそのために死亡、負傷等したときにおける損害補償については、災害関連法令の考え方に倣った内容とするため、自衛隊法施行令第 1 4 0 条において、災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）における扶助金の種類及びその支給について定めた災害救助法施行令（昭和 2 2 年政令第 2 2 5 号）の規定を準用し、所要の読替えを行うこととしている。今般の同令の改正により、障害扶助金の基準が、災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情及び同項第四号の内閣府令で定める基準等を定める内閣府令（平成 2 5 年内閣府令第 6 8 号。以下「基準等を定める内閣府令」という。）に委任されたことに伴い、障害補償の基準については、自衛隊法施行令の一部改正により防衛省令において定めることとされたため、当該基準について、自衛隊法施行規則において、当分の間、障害扶助金の例（基準等を定める内閣府令別表（第三条関係））によることとするものである。

3 施行期日

平成 2 5 年 1 0 月 1 日（法律の一部の施行の日）